

八戸市立明治中学校いじめ防止基本方針

＜いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）＞

第八条 学校及び学校教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第十三条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1. はじめに

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も全国的に増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識に立つとともに、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした指導のもとに、生徒達が意欲をもって充実した楽しい学校生活を送れるよう、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめとは

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造とその背景となる動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）

- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発、報復（相手の言動に対して反発、報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの一般的態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂を流す、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3. 校内体制について（職務別ポイント）

(1) 日常の指導体制

○学級担任、副担任、学年主任

- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業
- ・学級のよい雰囲気醸成
- ・個人面談や家庭への連絡
- ・生徒、学級の雰囲気の変化の把握

○養護教諭

- ・教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・保健室に来る生徒からの情報把握

○生徒指導主事

- ・いじめ問題に関する校内研修や職員会議における共通理解
- ・日頃からの関係機関との情報交換や連携
- ・休み時間や放課後等の見回りによる変化の把握

○管理職

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織は、本校の場合においては教員数が限られていることから、全教職員をもって組織して取り組みにあたるものとする。場合によってはスクールカウンセラーや八戸市教育委員会との連携を図る。

①情報収集

全教職員で関係生徒から事情を聞き、正確な実態把握に努める。
管理職は集められた情報をまとめ、対応を検討・決定する。

②指導、支援体制の組織

いじめられた生徒、いじめた生徒、その他の生徒に対応する教員をもって指導・支援にあたる。

③保護者との連携

4. いじめの未然防止について

教育活動全体を通して、いじめを生まない学校環境をつくることを第一とする。

(1) 学業指導の充実

- ・分かる授業の推進（すべての生徒が参加できる授業）
- ・規律指導（特に日常の授業において）
- ・発達障害等をもつ生徒への配慮（特別支援教育の視点に立つ）

- ・すべての教員の公開授業（生徒指導の観点からの授業参観）
- (2) 特別活動・道徳教育の充実
 - ・学級活動における望ましい人間関係づくりの活動
 - ・生徒会活動の充実、「みんな仲間です」宣言
 - ・人権意識の高揚
- (3) 社会性の育成（キャリア教育の視点）
 - ・職場体験・企業訪問
 - ・J S（ジョイントスクール）事業の推進
- (4) 教育相談の充実
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・面談とアンケートの定期的実施
- (5) 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の充実（安全教室の開催）
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開の実施（参観日、アンケート）
 - ・青少協との連携

5. いじめの早期発見について

生徒のささいな変化への気付き、それらの情報の確実な共有、速やかな対応を徹底する。

- (1) 生徒の小さな変化（サイン）を見逃さない

<本人の様子から見受けられるサイン>

場 面	サ イ ン	
登校時 朝の学活	<input type="checkbox"/>	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
	<input type="checkbox"/>	教員と視線が合わず、うつむいている。
	<input type="checkbox"/>	体調不良を訴える。
	<input type="checkbox"/>	提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。
	<input type="checkbox"/>	担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/>	保健室・トイレに行くようになる。
	<input type="checkbox"/>	教材等の忘れ物が目立つ。
	<input type="checkbox"/>	机周りが散乱している。
	<input type="checkbox"/>	決められた座席と異なる席に着いている。
	<input type="checkbox"/>	教科書・ノートに汚れがある。
	<input type="checkbox"/>	突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/>	弁当にいたずらをされる。
	<input type="checkbox"/>	昼食を教室の自分の席で食べない。
	<input type="checkbox"/>	用のない場所にいることが多い。
	<input type="checkbox"/>	ふざけ合っているが表情がさえない。
	<input type="checkbox"/>	衣服が汚れていたりしている。
放課後等	<input type="checkbox"/>	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
	<input type="checkbox"/>	持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。
	<input type="checkbox"/>	一人で部活動の準備、片付けをしている。

<いじめている生徒に見受けられるサイン>

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン	
<input type="checkbox"/>	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
<input type="checkbox"/>	ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
<input type="checkbox"/>	教員が近づくと、不自然に分散したりする。
<input type="checkbox"/>	自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

<教室での様子から見受けられるサイン>

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	
<input type="checkbox"/>	嫌なあだ名が聞こえる。
<input type="checkbox"/>	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
<input type="checkbox"/>	何か起こると特定の生徒の名前が出る。
<input type="checkbox"/>	筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="checkbox"/>	壁等にいたずら、落書きがある。
<input type="checkbox"/>	机や椅子、教材等が乱雑になっている。

<家庭での様子から見受けられるサイン>

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	
<input type="checkbox"/>	学校や友人のことを話さなくなる。
<input type="checkbox"/>	友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
<input type="checkbox"/>	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
<input type="checkbox"/>	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
<input type="checkbox"/>	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
<input type="checkbox"/>	不審な電話やメールがあったりする。
<input type="checkbox"/>	遊ぶ友達が急に変わる。
<input type="checkbox"/>	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
<input type="checkbox"/>	登校時刻になると体調不良を訴える。
<input type="checkbox"/>	食欲不振・不眠を訴える。
<input type="checkbox"/>	学習時間が減る。
<input type="checkbox"/>	成績が下がる。
<input type="checkbox"/>	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
<input type="checkbox"/>	自転車がよくパンクする。
<input type="checkbox"/>	家庭の品物、金銭がなくなる。
<input type="checkbox"/>	大きな額の金銭を欲しがる。

- (2) 相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置・周知
 - ・面談の定期的実施
 - 7月・・・三者面談（全校）
 - 11月・・・二者面談（全校）
 - 12月・・・三者面談（全校）
- (3) 定期的調査の実施
 - ・アンケートの実施（毎月：生活アンケート）
 - ・Q Uを活用した人間関係の把握（1，2学期）
- (4) 情報の確実な共有
 - ・報告経路の明示・報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ

6. 解決に向けた対応について

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝

え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらおう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7. ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

- ・技術・家庭、社会、道徳を中心とした各教科の指導における情報モラル教育の充実

③ ネット社会についての講話（防犯等）の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処

状況確認の記録管理者へ連絡

- ・削除依頼
- ・警察への相談

8. 重大事態への対応について（いじめ防止対策推進法第二十八条）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

* 学校の設置者：八戸市教育委員会

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

重大事態の疑いがあった場合や生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、八戸市教育委員会に報告・相談するとともに、八戸市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

9. 評価について

以下の表に示すような年間計画にしたがって、学校の取り組みを生徒、保護者及び地域の方々に公開・評価していただく。

	月	学 校	生 徒	保 護 者	地 域 他
一 学 期	4	・生徒理解会議① ・公開授業	・生徒総会、毎朝の学 活で「みんな仲間 で宣言」の唱和	・P T A総会や学年 集会で周知	・学校だより、H P で取組の公開
	5				・地域青少協①
	6		・Q-Uテスト①		・地学連協①
夏 休 み	7	学校評価アンケート①			・地域青少協②
		三者面談（全校）①			
		・校内研修①	・いじめ調査①		
二 学 期	8	・生徒理解会議②			
	9				
	10				
	11	学校評価アンケート①			
二者面談（全校）		・Q-Uテスト②			
冬 休 み	12	三者面談（全校）②			・地学連協② ・地域青少協③
		・校内研修②			
三 学 期	1	・生徒理解会議③			
	2				・地学連協③
	3				

※生徒対象アンケート実施（毎月）：生活アンケート（記名）